


所管部課	都市建設部土木課	部長	鈴木 菜穂美	
件名	東大和市道路線の認定外道路に関する取扱要綱の一部を改正する 要綱について			
		区分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市開発事業基準		
	部課機関	都市計画課		
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由                  東大和市内における宅地造成工事等に伴う新設道路について、5宅地以上の行き止り道路で、その他要綱の条件に合致する場合は帰属を受け、認定外道路として管理しているが、行き止まりの認定外道路は、不特定多数の利用に供する道路ではなく公共性が低いことと、今後の維持管理費（雨水浸透槽及び集水桝清掃・道路補修費用等）の増加が懸念されることから、帰属を受けないこととして要綱を改正するものである。                  このことにより、公共性が高い通り抜け道路の築造を促進するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容                  ① 要綱第1条「権原の取得」における条文を削除                  ② 要綱第2条の路線指定に関する条文を改正                  ③ 要綱第3条から第4条までのうち、路線指定に関する条文を削除</p> <p>(3) 施行日                  令和3年7月1日</p> <p>(4) 影響と効果                  将来にわたって維持管理費の縮減が図れること、及び本要綱と関連する東大和市開発事業基準を改正することから、要綱及び基準に則した対応が可能となる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）                  文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）                  令和3年7月1日以降に東大和市街づくり条例（平成22年条例第17号）第25条第1項の規定による届出があった開発事業から適用する。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）                  庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。